

## 天理市公共工事発注見通しの公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注することが見込まれる公共工事の発注見通しの公表（以下単に「公表」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表対象)

第2条 公表の対象は、予定価格250万円を超える公共工事（公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって天理市の行為を秘密にする必要があるものを除く。）とする。

(公表の内容)

第3条 公表の内容は、次のとおりとする。

- (1) 公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- (2) 入札及び契約の方法
- (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

(公表の時期)

第4条 公表の時期は、4半期単位とする。

(公表の方法)

第5条 公表の方法は、公表する内容を記した書面（様式第1号及び様式第2号）を閲覧に供することにより行う。

(公表の期間)

第6条 公表の期間は、当該年度の3月31日まで公表する。

(閲覧の日時及び場所)

第7条 閲覧は、天理市の休日を定める条例（平成元年3月天理市条例第4号）第1条に規定する市の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間行うことができる。

2 閲覧は、総務部総務課入札審査室で行うものとする。

(照会)

第8条 閲覧に供した公表の内容に関する照会に対しては、原則としてこれに応じないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年度公共工事発注見通し

(見直し)

年 月

天 理 市

- 公共工事発注見通しは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年 4 月 1 日施行）第 5 条にもとづき公表するものです。
- ここに掲載する内容は、年 月現在の見通しであるため、実際に発注する工事がこの掲載と異なる場合、又はここに記載されていない工事が発注される場合があります。

